

2015.5.21

NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会

代表理事 後藤 啓二(弁護士)

公式ホームページ <http://www.thinkkids.jp/>

公式フェイスブックページ [facebook.com/thinkkidsjp](https://www.facebook.com/thinkkidsjp)

(スマホ・パソコンから「シンクキッズ」で検索すると

ホームページ・フェイスブックページが開けます)

kgotoh@ck9.so-net.ne.jp 03-6434-5995

子どもを虐待から守るために

第1 子ども虐待の現状と法制度上・運用上の問題

1 現状

(子ども虐待死事件の特徴)

○児童相談所、市町村・学校、警察が情報共有もせず、連携しての対応もせず、
救えたはずの命が救えなかったものが多い

東京都 3 歳児足立区うさぎ用ケージ監禁虐待死事件(2015.4)

川崎市上村君殺害事件(2015.2)

群馬県玉岡町 3 歳児虐待死事件(2014.8)

神奈川県厚木市 3 歳児所在不明・餓死事件(2014.5)

東京都葛飾区 1 歳児虐待死事件(2014.1)

横浜市 6 歳児所在不明・虐待死事件(2013.7)

広島県府中町小 5 女児虐待死事件(2012.10)

名古屋市中 2 生徒虐待死事件(2011.10)

千葉県柏市 2 歳児餓死事件(2011.5)

岡山市特別支援学級 17 歳少女虐待死事件(2011.5)

大阪市 2 児マンション放置餓死事件(2010.7)

⇒児童相談所、市町村(学校)、警察による情報共有と連携して他の対応を義務付けることが必要

○最も多く殺害されるのは0歳児で望まぬ妊娠等の事情のあるケースが多い

平成24年度に把握した心中以外の虐待死で、0歳が22人(43.1%)、1歳が7人(13.7%)、2歳が3人(5.9%)と、3歳未満で32人(62.7%)を占める。0歳児では月齢0か月が11人で0歳児の半分を占める。

主たる加害者(心中以外の虐待死)は、実母が38人(74.5%)と最も多い。特に3歳未満では実母が27人(割合84.4%)と実母の割合が更に高い。

妊娠期・周産期における問題は次のとおり(心中以外の虐待死—平成24年度)

妊婦健康診査未受診が17人(33.3%)

望まない妊娠・計画しない妊娠が14人(27.5%)

母子健康手帳の未発行が11人(21.6%)

低体重が11人(21.6%)

なお、若年(10代)妊娠の平均割合は16.6%

⇒妊娠に悩む女性を救う体制の整備が必要—虐待予防は妊娠期から

○気安く相談できる窓口の整備

○女性を行政が支援することができるよう早期に把握する制度の整備

○児童相談所による特別養子縁組あっせん等女性と子どもを救う取組の推進

(子ども虐待の現状)

- ・児童相談所への通告件数は73,000件(H25)で、H2の67倍に激増
- ・虐待死させられる子どもの数は明らかなものだけで年間約100人に上る(解剖率が低いため虐待死の見逃しがかなりあるものと危惧)
- ・心中以外の事例では0歳児が4割に上り、月齢0か月がその半数を占める
- ・所在不明や不登校とされる子どもの中に命の危険あるものが少なくない
—岸和田市中学生餓死寸前事件(2004.1)、福岡市18年間少女監禁事件(2007.10)
- ・児童相談所・学校・警察が虐待や不登校の事実を知らずながら親や非行少年に

よ

る殺害を防げなかった事例多く、各機関の消極的姿勢と連携しない縦割りの弊害が顕著(警察から児相へは全件情報提供するが、逆は高知県を除いてなし)

・被虐待児の心の傷を治療せず放置し、思春期以降様々な問題を抱える

2 法制度上・運用上の問題

(制度上の問題)

児童相談所に権限が集中し、警察は法律上虐待の通告先にもなっていない(現実には多数の110番)。しかし、児相はそもそも戦災孤児の保護を任務とし、長年親が心配な子どもの相談に来ることを主要な業務とした組織で、虐待対応のための装備施設も訓練もない。職員も人事異動で配置された普通の地方公務員で、暴力親と対峙してでも子どもを守るという使命感を持ち就職した者は少ない。人員も少なく児童福祉司一人当たり140件を抱え、夜間対応もできず、諸外国で当然の警察との連携もしない。当然のごとく、虐待案件を知りながら命を救えない事例多数。一方、警察に法律上対応を義務付ける規定なく、児相に丸投げしている状態。

(法律上・運用上の問題)

(1)児童相談所、市町村、警察が虐待情報を共有せず、連携して対応しない

←法律上児童相談所・学校・警察の連携の規定ないことから、縦割り意識・縄張り意識強く(※)、個人情報保護を理由とし、児相・学校から警察への虐待情報の提供や連携しての家庭訪問はほとんど行われず、安全が懸念される不登校児童の名前を警察に提供しない自治体も少なからずある。イギリス・アメリカのような虐待情報の共有も連携もない。

児相は夜間対応もできず人員も少ないにもかかわらず、案件を抱え込み、安否確認を行わず、長期間家庭訪問せずその間に虐待死に至る。警察に情報提供しないため、警察が110番で急行した際、警察官が親に騙され、子どもを救えない。所在不明や面会拒否、親の暴力性強い事案も警察に連絡せず虐待死に至る。

←警察は児相に通告するのみで、自ら子どもを保護せず、児相と協力して家庭訪問し子どもの安否確認も親への指導もせず、児相に対応丸投げ。児相からの

所在不明の子どもの捜索依頼を受け付けないことも。大人が被害者のストーカー一事業では警告や被害者保護等被害抑止に力を入れているのに比べ、事後的に親の検挙はするが、殺される前の虐待エスカレート防止の取組みは低調。家庭という密室で逃げることも助けを求めることもできない子どもこそ守られるべきでは。

←全国的な情報システムなく虐待・未就学等の家庭が転居すれば対応不能に。

* 「縦割り・縄張り意識」を具体的にいうと、

- ・他機関に自らの対応を見られ不適切な対応がばれることを嫌がる意識
- ・他機関との連携で事態が改善すれば己の立場がないという意識
- ・「福祉的配慮」(児相)「教育的配慮」(学校)の名の下に問題を抱え込み、被害児童を他機関と連携して救おうとせず、放置することを正当化する意識のように感じられる

(2) 所在不明児童を真剣に探さないー未就学、乳幼児健診未受診を放置

←個人情報保護、守秘義務を正当化理由とする連携拒否、サボタージュが顕著

←全国的な情報システムなく調査・把握が困難

(3) 危険な状態にある子供を一時保護しない、危険な親に安易に戻ってしまう

←児相は子どもの安全よりも親の言いなりになる傾向、医師の見解に従わない、通告した市町村、病院、保育所の懸念を無視するなど独善的な傾向否定できず

(4) 子育て困難な妊産婦を(養子縁組あっせんを含め)支援する取組みが不十分

←医師が把握した場合の通報制度がなく、市町村が把握できないことが多い

(5) 虐待を受けた子どもに対する精神的な治療・ケアが行われていない

←生き延びた子どもも思春期以降精神的・心理的に様々な困難に直面

第2 署名活動中の「子ども虐待死ゼロ」を目指す法改正について

1 目的

虐待死させられる子どもゼロ、虐待される子どもの大幅減少と虐待された子どもが前向きに生きていくことができる社会の実現(結果として、虐待による社会的コスト(年間1.6兆円との研究あり)の削減と労働力喪失の回避が実現)

2 法改正案の概要

1 児童相談所・市町村・警察が情報共有し人員を出し合って子どもを守る

- (1)児相・市町村・警察は、虐待情報を共有し、人員を出し合って可能な限り頻繁に家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導・支援を行う。
- (2)児相は通告先が所在不明、面会拒否等の場合には警察に通報し保護に当たる。
- (3)警察は、子どもの命が危険と認められる場合には緊急に保護し、身柄を速やかに児相に預ける。
- (4)虐待家庭が転居した場合に転居先で対応できるよう情報システムを整備する。

2 市町村・警察・児童相談所が所在不明児童の発見・保護活動を真剣に行う

- (1)市町村は、所在不明児童についてシステムの整備を含め情報共有を行い(DV家庭等の情報漏えいには防止措置を講ずる)、所在調査、目視での安全確認を行うものとし、安全確認ができない場合には警察に発見・保護を要請する。
- (2)警察は、要請を受けた場合には直ちに発見・保護に当たるものとする。
- (3)自治体、郵便局、電話会社等は、市町村、警察から転居先、通話先、位置情報等子どもの所在調査のための情報提供を求められた場合には応じるものとする。

3 児童相談所は子どもの命を最優先に一時保護(及びその解除)を行う

- (1)児相は、親に虐待歴がある等危険があると認められる場合には積極的に一時保護し、一時保護を解除する場合には警察等と連携し安全確保措置を講ずる。
- (2)児相は、医師の虐待であるとの専門的判断に原則として従うものとし、通告した市町村・病院、学校、幼稚園、保育所等の意見を尊重することとする。

4 子育て困難な妊産婦を妊娠中・出産直後から支援する

医師は、望まぬ妊娠等子育て困難な妊産婦について市町村に連絡するものとし、市町村・児相は妊娠中から(養子縁組あっせんを含め)必要な支援を行う

5 虐待を受けた子どもへの精神的な治療・カウンセリングを無償で実施する

3 直ちに法改正が必要かつ可能で、法改正できない理由がないこと

- (1)児相・市町村・警察が虐待情報を共有し、人員を出し合って可能な限り頻繁に家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導・支援を行えば、虐待死・虐待

のエスカレートは抑止されることは明らか。 ストーカー事案でも警察の警告により大部分はおさまる。この取組みは法で義務付けなければ、縦割り意識が強い多機関での虐待情報の共有も連携も進まない。また個人情報保護、守秘義務という法律上の制約があることから、法で情報の共有を義務付けなければ実施されない。ストーカー対策も法律が制定され初めてまともに取り組みられた。児相の多忙な業務も一部改善され、子どものケアや養子縁組あっせん等の対応が可能に。

(2) 児相の一時保護は「権限」ではなく「義務」であること、子どもの命を最優先で一時保護すべきことを法で明記しなければ、親の言い分をうのみにして子どもの安全をなおざりにしている現状は改まらない。一時保護された子どもの一時保護歴は 46%にも上ることから一時保護の運用とその後の親への指導が問題あることは明らか。

(3) 本改正案は、児相、市町村、警察に子どもを虐待から守るために真面目に取り組むことを義務付けるものにすぎず、国民の権利を何ら制限するものではなく(医師に通報義務が課せられるが多くの医師の団体からの同意あり)、直ちに法改正が可能。反対する者がいるとは考えられない。

(4) 法改正でなく通達の発出で対応できるという考えがもしあるとすれば、それは子ども虐待が社会問題となったこの 20 数年間で児相と市町村、警察の間で情報の共有も連携もされず、一時保護の運用の改善もみられず、虐待問題の改善の兆しも見えない現実を無視したもの。

(5) これまでも厚労省や文科省は自治体宛通知をそれなりに出しており、児相の対応方針についても「手引き」を出しているが、これらは強制力がないため自治体も児相も遵守していないところが多く、現在に至るまで信じられないほどの怠慢で救えたはずの子どもの命が救えなかった事例が繰り返されている。そもそも、子ども虐待に関する事務は自治事務であるため厚労省はじめ各省は自治体を十分に指導することができず、関係機関の取組みの実効性を確保するためには法により義務付けるしか手立てがない。

4 さらに必要となる取組み

(1) 子ども虐待死ゼロは最低限必要な緊急の課題であり、法改正を速やかに実現した後、被虐待児の立直り支援、ネグレクト家庭で暮らす子どもへの食事・学

習支援、養護施設入所年齢の引上げ、学習・就労支援、里親、養子縁組あっせんの強化、子どもの死因検証制度の整備、養育費の確保策を含む子育てする貧困家庭への支援、虐待親へのカウンセリング等の総合的な子ども虐待防止施策に直ちに取り組む必要があると思料。

(2) 子ども虐待のみならず、子どもに対する性犯罪等の凶悪犯罪、児童ポルノ、着エロ、JK 散歩、事故、いじめ、体罰などの犯罪、暴力、事故、子どもを性の対象として扱うことから子どもを守るため「子ども安全基本法」の制定、「子ども安全基本計画」の策定等により、子どもを暴力と性の対象とすることを許さない、包括的な子どもの安全確保のための施策を実施する必要があると思料。

(3) 上記の取組みは、省庁横断的で強力なリーダーシップが必要であることから、本会議終了後も引き続き首相官邸直轄で取り組まれることが必要。

5 署名活動の状況と今後の方針

昨年夏から、日本ユニセフ協会、全国犯罪被害者の会を共同呼びかけ人として、日本医師会、日本産婦人科医会、日本小児科学会、聖路加国際病院、東京都看護協会、全日本私立幼稚園連合会ほか多数の経営者、弁護士、ジャーナリスト、スポーツ関係者等の賛同を得て署名活動を実施(最終頁参照)。

それを受け、官邸に「関係省庁児童虐待防止副大臣会議」が、厚労省に検討委員が設置され検討され、多数の賛同者の意思表示もあり、約 2 万 7 千名の署名を集め、官邸に提出するも政府は現在のところ法改正に応じず。

本年 2 月に発生した川崎市上村君事件を踏まえ、不登校事案も含め児童相談所、学校・市町村、警察の連携の必要性が更に明白になったことから、3 月 25 日、内閣総理大臣・文科大臣等関係大臣に法改正の要望書を、川崎市長、神奈川県警察本部長に法改正実現までの間の協定の締結を求める要望書を発出。

現在、神奈川県警察と川崎市のほか、高知県(県庁と警察)及び愛知県警察と名古屋市に、法改正が実現するまでの間協定を締結するなどして、児童相談所、市町村・学校と警察の間の虐待情報を共有し連携して対応するよう働きかけているところであるが、さらに署名活動を続け法改正を政府に働きかけていく方針。

長年この問題に有効な対応をとることのなかった行政で対応することは期待できず(個人的にはこれまで多くの省庁に対して行った要望が無視されていることから)、本問題には政治が責任もって対応する一法で関係機関に虐待から子どもを守るために必要な対応を義務付ける一しかないものと思料

よくある質問

- ・この改正案に反対する人などいるのですか？
- ・反対する人がいないのになぜ成立しないのですか？
- ・連携すればいいことは明らかなのになぜお役所は連携しないのですか？
- ・厚労省・児相は警察に助けてもらうことになるので、大喜びしそうなはずなのになぜ賛成しないのですか？
- ・警察は新たな負担を負うので本音はいやなのですか？
- ・警察は、ストーカー、DVには最近かなり取り組むようになってきているのに、なぜ児童虐待にはそれほどではないのですか？

さいごに

[シンクキッズのフェイスブックページに「いいね」をお願いします!!!](https://facebook.com/thinkkidsjp)

<https://facebook.com/thinkkidsjp>

[参考文献]

- ・四方燿子、増沢高、大川浩明「アメリカにおける児童虐待の対応視察報告書」(子どもの虹情報研修センター 平成 15 年度研究報告書)
- ・峯本耕治「子どもを虐待から守る制度と介入手法—イギリス児童虐待防止制度から見た日本の課題」(明石書店)
- ・柑本美和「イギリスの児童虐待に対する刑事的対応—特に警察の対応について」(「児童虐待と児童保護—国際的視点で考える」(ぎょうせい)所収)
- ・和田一郎ほか「一時保護所の概要把握と入所児童の実態調査」
- ・和田一郎ほか「The social costs of child abuse in Japan」
- ・拙著「法律家が書いた子どもを虐待から守る本」(中央経済社)
- ・署名活動、求める法改正の内容、賛同団体、これまでの主な虐待死事例、これまでの各省庁への要望の状況、子ども安全基本法、子ども安全基本計画については <http://www.thinkkids.jp/> シンクキッズ・ホームページ参照

主な賛同者の方々

[医師・病院関係]日本医師会、日本産婦人科医会、日本小児科学会、聖路加国際病院、山田記念病院、東京都看護協会、日本精神科看護協会、救急ヘリ病院ネットワーク、辻野クリニック、つがわ歯科・矯正歯科、関口医院、千船病院

[学校・施設・行政関係]全日本私立幼稚園連合会、岩城正光名古屋市副市長、成光学園

[企業経営者]後藤高志(西武 HD 社長)、安部修仁(吉野家 HD 会長)、鎌田伸一郎(セントラル警備保障社長)、嘉納毅人(菊正宗酒造社長)、堀義人(グロービス経営大学院学長)、坂野尚子(ノンストレス社長)、秋田正紀(松屋社長)、五十嵐素一(白洋舎社長)、岡本毅(岡本硝子社長)、菊池廣之(極東証券会長)、福田孝太郎(フクダ電子会長)、迫本淳一(松竹社長)、古賀信行(野村 HD 会長)、清野智(JR 東日本会長)、伊藤雄二郎(三井住友銀行副頭取)、岡部俊胤(みずほフィナンシャルグループ副社長)、大野剛義(治コンサルタント社長)、柘植康英(JR 東海社長)、三浦惺(NTT 会長)、佐藤茂雄(京阪電鉄最高顧問)、佐々木隆之(JR 西日本会長)

[ジャーナリスト]櫻井よしこ、細川珠生、門田隆将

[弁護士・公認会計士]岡村勲、迫本栄二、國廣正、芝昭彦、深澤直之、今井健夫、南賢一、河端雄太郎、大澤寿道、川本瑞紀、田中俊平、森口聡、石川正

[その他]ひょうご被害者支援センター、山下泰裕(全柔連副会長)、近石康弘(全柔連専務理事)、牛尾奈緒美(明治大学教授)、四方修、神崎邦子、かづきれいこ
(敬称略)

共同呼びかけ人

日本ユニセフ協会
全国犯罪被害者の会(あすの会)